

7 佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る管内での防疫対策

県北家畜保健衛生所

重國 由起子・平井 良夫

平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月にかけて、国内で 4 県 5 例の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。1 月 18 日に疑似患畜が確認された佐賀県の事例では、管内一部を制限区域に設定し、消毒ポイント設置等の緊急な防疫対策を実施した。その後発生拡大はなく、本事例は 2 月 11 日に終息を迎えたが、防疫対策のなかで事前に想定していなかった事態に遭遇し、対応に苦慮する場面があった。そこで検証会議等により問題点の抽出、改善策の検討を行い体制強化の取り組みを行ったので、発生時の防疫対策とあわせて報告する。

1 管内における家きん飼養状況

当所管内には、家きんを 100 羽以上飼養している農場が 17 戸 18 農場あり、約 39 万羽が飼養されている（図 - 1）。

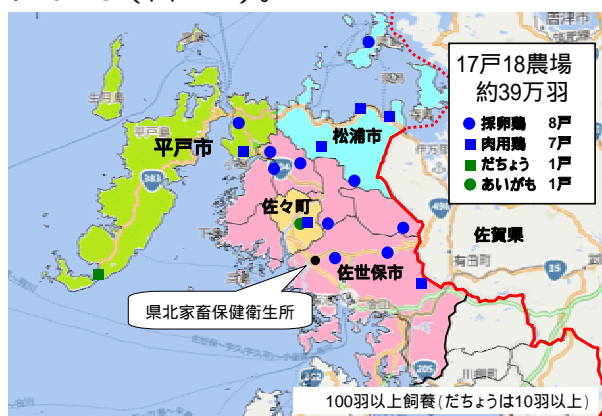


図 - 1 管内における家きん飼養状況

2 発生に係る防疫対策

(1) 発生及び防疫対策に関する情報共有

1 月 17 日、簡易検査陽性の連絡を受け、現地防疫対策本部を設置し、同日 22 時に第 1 回現地総合対策会議を行い、佐賀県の発生状況および本県の防疫対策について関係者と情報を共有し、

準備作業の確認等を行った。1 月 18 日には第 2 回会議を開催し、佐賀県、本県及び管内の防疫対策状況等について情報を共有した。

また、農家、食鳥処理場、GP センター、飼料会社および農業団体等に対し、発生状況や防疫対策について随時 FAX 等により情報を提供した。
(2) 制限区域の設定と消毒ポイントの設置

本県では 1 市 1 町(管内)を移動制限区域に、2 市 74 町(管内)、1 郡 5 郷を搬出制限区域に設定し、7 戸(管内 6 戸)の家きん飼養施設を搬出制限の対象とした(図 - 2)。

また、県境を含む 4 箇所(管内 3 箇所)に消毒ポイントを設置して、疑似患畜決定と同時に運営を開始し、県境のポイントについては移動制限が解除されるまでの間、その他のポイントについては搬出制限が解除されるまでの間、24 時間体制で畜産関係車両の噴霧消毒を行った。最初の 3 日間は、県、市町および農業団体の職員が 8 時間交代制で作業にあたり、その後は県消毒業協会および県造園建設業協会に業務を委託し、延べ 1,811 台(管内 1,513 台)の車両を消毒した(図 - 3)。

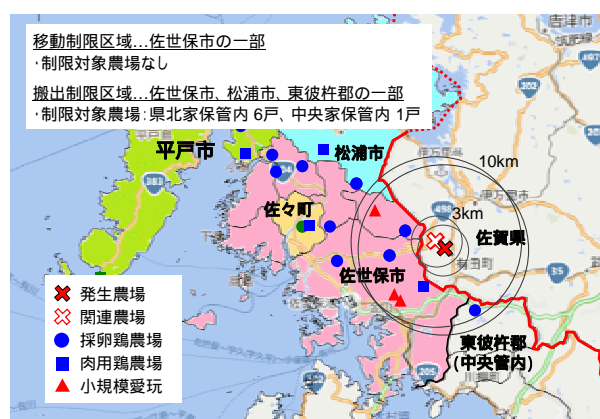
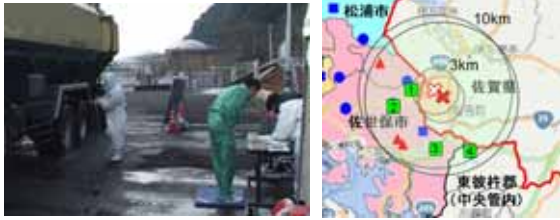


図 - 2 制限区域の設定



No.	設置場所	実施期間	消毒台数	動員者
1	県道栗木吉井線道路公園	1/18～2/10	393	県48、市町114、
2	JAながさき西海柚木支店	1/18～2/5	161	JA 12、NOSAI 15
3	三川内焼伝統産業会館	1/18～2/5	959	計189名(～1/20)
4	波佐見有田IC出入口付近	1/18～2/5	298	1/20から業務委託 ・県消毒業協会 ・県造園建設業協会
合計			1,811	

図 - 3 消毒ポイントの設置

(3) 管内農場等への対応

管内家きん農場 17 戸に対し、1 月 17 日に緊急の電話連絡を行い、飼養家きんに異常がないことを確認した。さらに、1 月 20 日には農場の緊急消毒について告示を行い、17 戸に計 695 袋(20kg/袋)の消石灰を配布、1 月 26 日までに全戸の農場周囲及び鶏舎周囲への消石灰散布を確認した(図 - 4)。

家畜伝染病予防法に基づく消毒命令(1/20)
管内17戸への消石灰配布、消毒指導・確認(1/20～26)

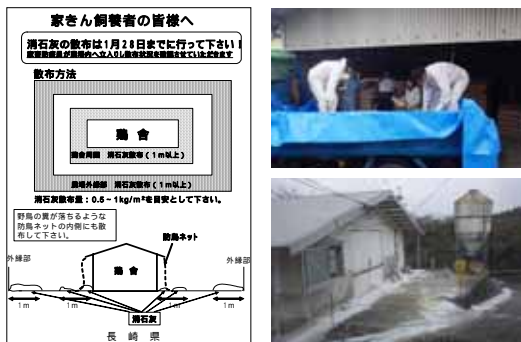


図 - 4 管内家きん農場17戸の農場消毒

搬出制限の対象となった養鶏場 3 戸、小学校 3 校への対応として、養鶏場については 1 月 18 日に立入りをを行い、飼養家きんの臨床検査と場内の消毒を実施、小学校については、同日電話聞き取りによる異常確認を行った。その後は、制限が解除されるまでの間、毎日の報告徴求により飼養家きんに異常が無いことを確認した(図 - 5)。

出荷先の食鳥処理場が移動制限区域内に入った肉用鶏農場 2 戸(1 戸は搬出制限内)については、制限期間中に出荷時期が重なり、出荷停止や出荷先の変更が困難であったことから、防疫

指針に基づく国との協議により、食鳥処理場再開後に条件つきで出荷を行った。出荷の前後、消毒ポイント通過時には家畜防疫員が立会い、消毒が適正に行われていることを確認した(図 - 6)。

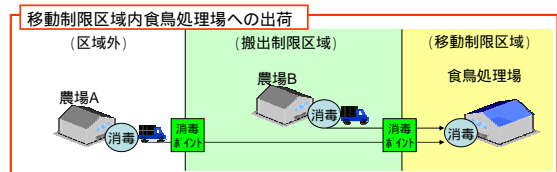
その他、少羽数飼育者への対策として、リーフレット配布により注意喚起等を行った。

養鶏場3戸の緊急立入、消毒(1/18) 報告徴求(1/19～)



小学校3戸の異状確認(1/18)

図 - 5 搬出制限区域内飼養者への対応



・国との例外協議



・出荷当日の消毒確認



(出荷条件)
・協議した出荷計画(出荷日、出荷先)、ルートの遵守
・出荷前後、消毒ポイントでの車両消毒の徹底

図 - 6 出荷に係る対応

3 防疫対策の検証

今回の防疫対策について、管内 2 回、県内 2 回の検証会議を行い、問題点の抽出等を行った結果、以下の 3 項目について特に改善が必要と考えられた。

(1) 夜間休日における連絡体制

佐賀県では、異常通報があり農場で簡易検査陽性となった場合、家保に検体を持ち帰りもう一度簡易検査を行い、そこで陽性となった段階で確定とし公表することになっている。今回、農場簡易検査陽性の段階で佐賀県から本県へ情報提供があったが、管内関係者への情報提供の

タイミングについてマニュアル等に記載がなく判断に迷った。また、夜間休日の連絡体制が不十分で、職員への連絡や召集に時間を要した。

(2) 消毒ポイント資材調達・配備の体制

消毒ポイントへの資材配備の際、給水タンク等が場所を取り、搬送に複数台の車両を要することとなった。

また、冬季、夜間作業を想定した資材が不足しており、現場から「待機場所がテントだけでは作業者が凍える」、「消毒薬が凍結し動噴が一時使えなくなった」、「看板の文字が暗くて見えづらい」などの意見が出た。

(3) 消毒ポイントの設置・運営に係る事前準備

県境や高速道路、インターチェンジ等における消毒ポイントの設置基準が不明確であったため、消毒ポイント設置箇所の決定に時間を要した。

また、消毒液の排水について河川への流入が問題となり、消毒場所を移動したポイントがあったため、消毒ポイント候補地について精査が必要と考えられた。

さらに、消毒ポイントの運営方法、消毒対象車両等について、各ポイント、作業者の間で認識が統一されておらず現場が混乱したことから、現場用の分かりやすい運用マニュアルの整備や、作業者の研修が必要と考えられた。

4 改善に向けた取組み

(1) 夜間休日における連絡体制

県マニュアルに隣県発生時の連絡体系図や報告様式を追加し、対応方法を明確化。夜間休日の連絡については、局内の緊急連絡先一覧に担当者の携帯メールアドレス等を追記し、また連絡方法の取り決めを行うなどして、連絡体制を強化した。

(2) 消毒ポイント資材調達・配備の体制

資材の小型化・軽量化のため、局内で組立式水槽等を購入し備蓄した。

冬季作業時の防寒等のため、県マニュアルの資材リストのテントの欄にコンテナハウスが追加され、管内では初動からコンテナハウスのリ

ースで対応することとした。また、県備蓄資材の看板については反射材を使用し夜間でも文字がよく見えるようにした。

(3) 消毒ポイントの設置・運営に係る事前準備

県境の設置基準については、隣県と協議を進め、高速道路等の設置については、必要性を考慮し設置場所を検討しているところである。

また、管内の消毒ポイント候補地精査のため、まず、家保で候補地の現地調査を行い、各ポイントの設置図案を作成し、設置に係る条件等について、従来の情報に加え、管理者や許可申請先、排水等に関する情報を追加したリストを整備した(図-7)。これをもとに、管理者等から設置条件や使用の可否等について意見を聴取し、使用可能と思われるポイントについて関係機関と合同で現地調査等精査を行い、最終的な使用適否を決定した(図-8)。

さらに、動員予定者に消毒ポイント作業に慣れてもらうことを目的として、平成27年10月に消毒ポイントの設置運営にかかる防疫演習を実施した。10月14日の机上演習では、消毒ポイント設置までの一連の作業を確認し、15日の実地演習では、発生時の防疫措置や消毒ポイント作業に関する講義のあと、実際候補地を使って、着替えや資材の設置、車両消毒等、消毒ポイントの運営にかかる演習を行った(図-9)。このような演習により作業者の習熟を図るとともに、わかりやすい運営マニュアルについても整備中である。



図-7 家保による消毒ポイント候補地の調査

管理者等から意見聴取

管理者	設備に関する意見、使用可否の理由・条件等（自由記載）	使用の有無○・× (○は「希望の場所」)
市生涯学習課 市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・梁より高さの方がよい。 ・イベントと重なった場合は、消毒スペースを確保するのは難しい。 ・施設で感染症が流行している場合は、敷地裏の調整が必要になるかもしれない。 ・電柱が近くにあるため、そこから電気を引くことは可能か？ ・車両入口が覆板のみであるため、遮断扉を設置した方がよいのでは。 	○
市農林課 防除課	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントと重なった場合は、消毒スペースを確保するのは難しい。 ・車両入口が覆板のみであるため、遮断扉を設置した方がよいのでは。 ・電柱が隣接にあるため、夜間も施設の扉を開けておかなければならない。 ・ライセンスターに接続しているが、問題はないか？ 	○

関係機関と合同で精査



図 - 8 関係者と合同による候補地の精査

10月14日 机上演習

連絡体系、動員要請、資材調達、
道路占用許可申請等の作業確認

10月15日 実地演習

防疫措置、消毒ポイント作業の講義
消毒ポイントの設置・車両消毒の実地演習
(参集範囲)県、市町、JA、NOSAI



図 - 9 消毒ポイントの設置・運営に係る防疫演習

5 まとめ

今回、佐賀県の高病原性鳥インフルエンザ発生に際し、消毒ポイント等の防疫対策を実施した。結果として、管内での発生を防ぐことはできたが、現行の体制について、問題点が明確化したため、マニュアルの見直しや、消毒ポイント設置に係るリスト等の整備、防疫演習の実施等により改善を図った。今後は、実践的な演習を重ねるなどして取組みの効果を検証し、より実際に即した防疫体制構築に努めたい。